

消費生活上のトラブルについてなんでもご相談ください

愛知県在住の 外国人向け相談

消費生活の悩み相談

毎月第4月曜日 13:00～16:30

契約のトラブル 悪質商法の被害 多重債務 製品事故 など

[あいち多文化共生センター 外国人向け専門相談]

実施：公益財団法人 愛知県国際交流協会

協力：愛知県

日時：毎月第4月曜日 13:00～16:30

※前の週の金曜日正午までに電話で予約してください。

※実施日が祝日の場合は翌日に振替えます。

相談方式：先着順の予約制。

1日あたり4名（組）まで。専門相談員との対面になります。

通訳がいますので安心してください

あいち多文化共生センター

☎ 052-961-7902

E-mail sodan@aia.pref.aichi.jp

Email sodan@aia.pref.aichi.jp

問い合わせ&予約受付：月曜～土曜日 10:00～18:00

公益財団法人 愛知県国際交流協会

名古屋市中区三の丸 2-6-1 愛知県三の丸庁舎1階 あいち国際プラザ内



[相談の予約の方法]

あいち多文化共生センターにお電話ください。

☎ 052-961-7902

※あらかじめ資料などを準備しますので、電話で相談内容を簡単に説明してください。

日本語のできる方！

[電話でも相談受けます]

消費者ホットライン ☎188

愛知県消費生活総合センター ☎ 052-962-0999

商品・サービスに関する契約トラブルや悪質商法による消費者被害、多重債務、製品事故等、消費生活上のトラブルについて、専門の相談員が解決のためのサポートをします。

月～金曜日 9:00～16:30 土日曜日 9:00～16:00
(祝日と12月29日～1月3日は休み)
名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター1階

※掲載内容は変更される場合もありますのでお問い合わせください。

~~~~~

例えばこんなことで困っていませんか？

以下の様なトラブルがあったらご相談ください。

例①

スマートフォンの機種代金が安くなると言われ契約したが安くならなかった。

例②

通販で全額振り込んだのに商品が届かなかった。

例③

ワンクリックでアダルトサイトなどに登録されてしまった。

例④

現状渡しで購入した中古車が故障するので無償で修理してほしい。

例⑤

アパートを退去する際に請求された高額な修繕費は支払うべきか。

などなんでもご相談ください！